

令和6年度匝瑳市民ふれあいセンター運営委員会会議録（要旨）

日 時 令和6年8月29日（木）午後3時00分～4時20分

場 所 匝瑳市民ふれあいセンター1階第一会議室

出席委員 平山新治委員・橋口義範委員・石川浩之委員・野仲哲二委員
加瀬功一委員・石毛義男委員・戸村光男委員・那智博行委員

欠席委員 増田利夫委員・大木悟委員・福島俊之委員・小西雅史委員
太田雅之委員

次第1 開 会

（事務局）

会議に入る前に、本日5名の委員の方が欠席となりますので、ご報告申し上げます。

民生委員児童委員協議会会長増田様、青少年相談員連絡協議会会長大木様、旭匝瑳医師会会長福島様、香取匝瑳歯科医師会副会長小西様、商工会会長太田様、以上5名が欠席となります。

ただ今より、令和6年度匝瑳市民ふれあいセンター運営委員会を始めさせていただきます。

菊間匝瑳市民ふれあいセンター所長より、職員の紹介を行う。

次第2 委嘱書交付

運営委員の任期は、匝瑳市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第11条第4項の規定により委員の任期は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年とする。

市長から、新任2名、再任6名に手渡しによる委嘱書の交付を行う。

※欠席者5名、増田利夫委員・大木悟委員・福島俊之委員・小西雅史委員・太田雅之委員については郵送する。

次第3 市長挨拶

皆様、改めましてこんにちは。本日はご多忙の中、匝瑳市民ふれあいセンター運営委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当施設の運営をはじめ、施設全般にわたりまして様々な点で皆様方には

ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年５月に新型コロナウイルスの感染症が５類に移行し、多少の増減はあるものの、通常どおりの貸館業務に戻り、市民の皆様方の相互交流を促進するため、文化、そして教育、さらには福祉関係のコミュニティの場として多くの市民の皆様方にご利用をいただいているところであります。

しかしながら、当施設も平成２年の竣工以来３４年が経過し、老朽化が目立ってきていることから、施設の改修を計画的に進めているところであり、今後も老朽化が進む施設の改修、さらには整備の充実を図りながら、利用者が快適な時間を過ごせるよう努めてまいります。

さて、先ほど、ここにいらっしゃる皆様を含め、新任３名、そして再任１０名の皆様方に運営委員の委嘱をさせていただきました。皆様方それぞれの立場、また、視点に立って忌憚のないご意見やご要望等をいただきまして、今後の運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びにあたり、皆様方のご健勝、さらなるご活躍を祈念申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

次第４ 運営委員自己紹介

（事務局）

次第４により、運営委員の自己紹介をお願いいたします。

（平山委員から左回りに自己紹介）

次第５ 役員選出（委員長、副委員長）

（事務局）

匝瑳市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第１２条で委員の互選により委員長及び副委員長を置くとありますので、協議して決めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（委員）

事務局の方で案があればお願いできますか。

（事務局）

今までの役員選出について慣例で申し上げますと、委員長に社会福祉協議会会長、副委員長にシニアクラブ連合会会長となっております。委員の皆様でご検討をお願いしたいと思います。

(委員)

異議なし。

(事務局)

慣例どおり、異議がない旨の発言がありましたので、委員長に社会福祉協議会会長の平山委員、副委員長にシニアクラブ連合会会長の橋口委員に決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

次第6 委員長挨拶

改めまして、こんにちは。今回は大丈夫かなと思っていたら、委員長ということで仰せつかりましたので、なかなかお役に立てないかもしれませんが、一生懸命務めさせていただきます。今日、この場に来る前に、台風10号が来ておりまして九州にいるんですけれども、このふれあいセンターの建物自体が避難所にならないことを祈っている状況でございます。ここの建物はいろいろな意味で、使われるということもご存知だろうと思いますけれども、今後、利用にあたってはそういうことも念頭に置いていただければと思っています。

ふれあいセンターは、文化、教育、福祉関係など様々なイベントを開催しており、匝瑳市でも大きな会場で、多くの方々の交流も生まれてきている場所でございます。

本運営委員会といたしましても、本センターの利用者にとって利便性の高いより良い施設となるように検討、協議をしてまいりたいと存じます。

皆様の、忌憚のないご意見をお聞かせ願いながら、スムーズに議事運営ができるかどうかかわからないですけれども、一生懸命務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次第7 議 事

(事務局)

本日の本委員会の委員13名のうち、出席者8名、欠席者5名でありますので、匝瑳市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、過半数に達しておりますので、会議は成立いたしますので、次第に沿って運営委員会を始めさせていただきます。

それでは、議長には、匝瑳市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、委員長が議長となるとありますので、平山委員長には、委員長席に移り議長をお願いいたします。

(1) 令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況について

(議長)

次第7の議事(1) 令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

次第7の議事(1)の令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況について、ご説明を申し上げます。

資料の4枚目の2ページをご覧ください。

令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況でございますが、上段に開館日数・利用件数・利用人員を明記してございます。

開館日数につきましては、292日の月平均24日であります。利用件数は962件で利用人員は39,019名の利用でございました。

続きまして、会議室の利用状況でございますが、小会議室は収容人員12名の会議室で、6件で18名の利用がございました。

会議室は収容人員100名の会議室で、113件で11,950名の利用がございました。

第一会議室は収容人員24名の会議室で、250件で5,108名の利用がございました。

第二会議室は収容人員12名の会議室で、1件で2名の利用がございました。

第三会議室は収容人員66名の会議室で、55件で2,908名の利用がございました。

大ホールにつきましては、可動式椅子が288席、移動式椅子が212席で、500名の収容ができます。利用件数は125件で11,209名の利用がございました。

視聴覚室は収容人員55名の部屋で、11件で262名の利用がございました。

料理実習室につきましては、5件で80名の利用がございました。

トレーニングルームにつきましては、52件で892名の利用がございました。

相談室は収容人員12名の部屋が二部屋ございまして、219件で1,213名の利用がございました。

談話室は収容人員24名の部屋で、125件で1,431名の利用がございました。

利用状況におきましては、年々減少傾向にあると考えております。

次に、その他の施設の利用状況でございますが、浴室が3,702名、教養娯楽室が244名の利用がございました。

その他施設の全体の利用人数は、3,946名でありました。施設使用料につきましては、会議室等の使用料と入浴料併せて、143万6,965円となっております。

内訳でございますが、会議室等につきましては、無料申請件数が811件、有料申請件数

が151件であります。これに係る施設使用料は、101万4,165円となっております。

入浴使用料につきましては、市内の方が100円、市外の方が200円の入浴料をいただいております。市内の利用者が3,176名で31万7,600円、市外の利用者が526名で、10万5,200円で、合計42万2,800円の収入となっております。

次に3ページの、年度別利用状況をご覧ください。平成29年度から令和5年度までの開館日数・利用件数・利用人員や施設等の使用料を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に4ページの令和5年度の住民票等の発行状況をご覧ください。匝瑳市民ふれあいセンターでは、住民サービスの一環として、土曜日、日曜日及び祝日に住民票等の発行業務を行っております。交付状況でありますが、住民票114通、印鑑証明書が208通、記載事項証明書が5通、住所証明書が49通の合計で376通を発行しており、その手数料として9万8,100円の収入となっております。

次に5ページの年度別住民票等発行状況をご覧ください。平成21年度から令和5年度までの住民票等の発行状況であります。表をご覧のとおり年度間における発行枚数には大きな差異はございませんが、令和2年度から減少傾向が見られます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(議長)

令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況について説明が終わりました。質問や要望等がありましたら挙手をお願いします。

(委員)

2ページと3ページに、会議室とか第一会議室の人数が書いてあるが、会議室の例えば4月で(1)17/604の(1)は何でしょうか。

(事務局)

(1)は、会議室を使用する方が会議室を2箇所使用している場合、メインでない会議室に(1)という形でカウントしております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長)

他にございますでしょうか。

(委員)

トレーニングルームはどのくらいの規模で、トレーニング器具は何台あるのか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

トレーニング器具は全くありません。114平方メートルのフローリングのフロアのみで、主に使用しているのが、障害者の方の車椅子ダンスがほとんどで、体を鍛えるような場所ではございません。

(委員)

実際、コロナでだいぶ利用が落ちているが、運動することにより医療費が抑えられると思うので、運動できる場所として考えられないか。

(事務局)

委員からトレーニングルームのお話が出たところですが、今後の方向性の話をさせていただきますと、令和7年4月1日からトレーニングルームを活用して、(仮称)子育て支援課ということで子育てに特化した部署を設置し、併せてその隣の教養娯楽室を活用して、児童福祉法の改正により、こども家庭センター(母子保健部門と児童福祉部門を一体化)として妊娠前から子どもが成長するまで一貫して子育て支援ができる体制を構築すること、(仮称)子育て支援課並びにこども家庭センターの設置を考えております。

これにより、全ての妊産婦、子育て世帯、児童への一体的な支援を行っていくということで、今後の匝瑳市の子育て支援の充実化をさらに図ってまいりたいと考えております。

運動施設につきましては、八日市場ドーム、野栄アリーナ、あるいは勤労青少年ホームといった体育施設を活用しながら考えていければと思います。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

子育ての方には、だいぶ力が入っているようですね。

(事務局)

トレーニングルームと教養娯楽室の利用については、10月いっぱいまで利用ができなくなりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

財政を考えた時に、できるだけそうならないようにしてもらおうと助かります。

(議長)

他にございますでしょうか。

(委員)

先ほど、括弧書きのところは他の部屋と重複するとのことだったが、大ホールを使って

いるところに重複が載っていないのはなぜか。

（事務局）

例えば、大ホールを借りて小会議室を借りた場合に、小会議室の方に（１）とか（２）を記載しております。

（委員）

大ホールを使う時だけ、何でダブっていないのかと思った。大ホールを使う時に限って、他の部屋を使うことが多いのでは。

（事務局）

大ホールを使う場合には、各部屋を控室として使用することが多くなります。大ホールと各部屋を控室として利用した場合は、控室の方でカウントし大ホールではカウントしておりません。

（委員）

大ホールを使用したときに、控室として何ヶ所部屋を使っているかがわからないと、比較ができないので、大ホールを使用した場合の控室がわかるように表示していただきたい。

（事務局）

次回検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（委員）

私もこれを聞いていて、どこで何件使ったというのが、よくわからない。センターを作る時に、どういう決まりでどういう仕事をする。どういう使い道をするという規定を作った中でセンターを作ったと思う。規定があって、それに対して今こういう状況であるというような、尺度の仕方をしてもらった方がよい。

匝瑳市民ふれあいセンター運営委員会で、数字だけの報告ではなく今の使い方がどうなっているのかを精査する形の方が望ましい。

（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後、そのような形で検討させていただきます。

（議長）

他にございますでしょうか。

（委員）

施設の使用料として、有料と書いてあるので無料もあると思うが、その振り分けはどうなっているのか。

（事務局）

11 ページに、匝瑳市民ふれあいセンターの利用料金を記載しております。また、12

ページに減額と免除の対象となる団体の基準がありますので、これで判断をしております。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますでしょうか。

他にないようでしたら、議事（１）令和５年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況について、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。それでは、議事（１）令和５年度匝瑳市民ふれあいセンター利用状況につきましては承認されました。

続いて、議事（２）令和６年度匝瑳市民ふれあいセンターの運営方針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議事（２）の令和６年度匝瑳市民ふれあいセンターの運営方針についてご説明申し上げます。

６ページをご覧ください。

初めに、基本方針についてですが、急激な人口の少子高齢化と高度な情報社会を迎え、人々の価値観や生活スタイルはますます多様化してきており、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する時代を迎えたと言われております。

本市は、『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～を目指し、生きがいに満ち、笑顔に溢れるまちづくりを推進しております。

匝瑳市民ふれあいセンターは、それらを踏まえ、平成２年度に開館して以来、市民の文化、教養の向上及び相互交流の場の提供並びに福祉の向上を図りながら、匝瑳高校吹奏楽部定期演奏会、シニアクラブ連合会演芸大会などのイベントや各種団体の会議・研修や福祉施設として多方面に利用されてまいりました。

今年度は、関連する各種団体と連携を図り、利用者の要望に沿った快適な空間を提供し、満足度の向上に努めます。

主な施策といたしましては、（１）施設提供として４点を掲げております。

１点目は、福祉活動の拠点としての機能活用を図り、各種団体、市民が気軽に利用でき

る施設提供を推進してまいります。

2点目は、文化活動及び各種行事、催し物等に対する施設提供を推進してまいります。

3点目は、高齢者福祉の増進に対する施設提供を推進してまいります。

4点目は、災害時の避難場所としての施設の提供を行ってまいります。

(2) 施設整備として2点を掲げております。

1点目は、施設の老朽化に対して計画的整備を行ってまいります。

2点目は、設備の細部にわたる点検を行い、高齢者や障害者がより利用しやすいよう機能の改善を図ってまいります。

(3) 連携、協力として3点を掲げております。

1点目は、公民館、図書館、ドーム、勤労青少年ホーム、生涯学習センター等の関連施設との連携・協力を図ってまいります。

2点目は、社会福祉協議会をはじめ各種団体との連携強化を図ってまいります。

3点目は、市民サービスの一環として住民票、印鑑証明書、住所証明書等を土曜日、日曜日及び祝日に継続的に発行してまいります。

以上で、匝瑳市民ふれあいセンター運営方針の説明を終わります。

続いて、7ページ以降の資料の説明をいたします。

7ページは、7月31日現在の令和6年度匝瑳市民ふれあいセンターの利用状況となっております。8ページは、令和5年度匝瑳市民ふれあいセンターの決算見込額の内容となっております。9ページは、令和6年度匝瑳市民ふれあいセンターの予算内容となっております。10ページは、匝瑳市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の抜粋となっております。11ページは、匝瑳市民ふれあいセンター使用料一覧となっております。12ページは、匝瑳市使用料、手数料、占用料等規則の減額、免除に関する抜粋となっております。13ページは、令和5年度に行った匝瑳市民ふれあいセンターの修繕の一覧となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明につきまして、質問や要望等がございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

台風10号が種子島に来ているが、災害時の避難所として対応、体制をどう考えているか。また、身体障害者に対してはどのように考えているか。

(事務局)

只今、委員からありました避難所ですが、ふれあいセンターは自主避難所、それからその先の指定避難所に指定されている施設でございます。先日も、避難所として開設したところではありますが、万が一避難所ということで活用される際は、物品等可能な限り市の方で用意し、それで避難していただくよう受け入れ体制を整えているところでございます。さらに、身体障害者や高齢者の方で、避難所からさらに医療や介護等のことも支援ができる福祉避難所は、匝瑳市では18ヶ所指定をさせていただいており、市の判断で、避難が長時間に及び必要な場合は、普通の避難所ではなく、福祉避難所となっている施設（高齢者施設や障害者施設）に協力をいただきながら、避難所から福祉避難所へと移動ということで、対応を行っているところでございます。

（委員）

非常食はありますか。

（事務局）

非常食につきましては、ふれあいセンターというよりは総務課の方になり、そちらの方に備蓄があります。

（委員）

障害者の方で、ろうあ者の方の対応として、手話ができる人の配置を考えているか。

（事務局）

災害が大きくなって、避難所を数多く開設した場合には、避難所ごとに手話通訳者を配置できる体制は取られていないです。

（委員）

できるだけ手話のできる人を置かないと、ろうあ者の方は何をしていいのかわからないので、書いて見せるしかないと思う。その辺を検討していただけると助かります。

（委員）

体制をきちんと取ってもらわないと、避難したはいいが非常食がないでは、どういう形でやればいいのかかわからない。

（事務局）

担当は総務課消防防災班になります。東日本大震災の時に、ふれあいセンターに避難された方々の避難状況や反省点を踏まえて、現在の匝瑳市地域防災計画の中に活かされていると思いますので、消防防災班に確認させていただければと思います。

（委員）

はい、よろしくお願いします。

（事務局）

ふれあいセンターは自主避難所として、大雨警報等が出た時に、独居高齢者等が一時的に避難される場所ですので、ふれあいセンターの職員は日中の避難者の受付は行っておりますが、その他の対応はなかなかできないのが現状であります。

(委員)

災害が多くなっているんで、そういう体制を細かく検討してもらいたい。

(事務局)

消防防災班と、検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

検討しますでは困るので、具体的にどうするか後で回答していただきたい。

(議長)

いろいろな意見が出ていますが、実際にこの建物が避難所として利用されているほか、各小学校が実際の避難所として開設されると思います。

自主避難の場合は別として、その場合には基本的な数日間、何日分か分かりませんが、それぞれの防災倉庫(ここの入口、ふれあいセンターの北側のところに何個か並んでいる)に食料だけではなく、用品等が用意されていると思います。

先ほど障害者の話も出ましたが、福祉避難所(18ヶ所)とも連携を図らないと立ち往生してしまう。全部の団体を覚えていないが、ボランティア連絡協議会に手話ができる団体は登録されているのでしょうか。

(委員)

登録はあります。

(議長)

今後、市全体として、先ほど出たふれあいセンターの職員が、避難所の運営を全部やるのは限度があるので、いろんな人と連携を図りながら調整し、その調整役をふれあいセンターの方でしてもらい、この建物が有効に使えるようにお願いしたい。

もっといい意見がございましたら、お聞かせ願えればと思います。

(委員)

南海トラフ臨時情報も含めて、避難所が一定の課題になっているが、ここの強みは浴場がある。数年前に匝瑳市全域が1週間くらい停電して、その時の強みの活かし方は、何かできていたのか。

(事務局)

委員からお話がありましたように、令和元年9月に発生した台風15号の時に、市内は1週間ほど停電になったが、ふれあいセンターは2日ぐらいで復旧したため、お風呂が使

える状態になったことにより、約1,500名の市民の方が入浴に来られました。今後もそのような災害があれば、入浴施設を開放していきたいと考えております。

(議長)

他にございますでしょうか。

(委員)

ふれあいセンターの使用に限ったことではないが、ドームや公園など使う団体によっては、一団体が駐車場を独占してしまい、来た時に駐車場が使えない状態では困る。市役所ドーム・ふれあいセンターで借りる団体に駐車場の指示をしてもらいたい。

(事務局)

委員がおっしゃるように、市役所、ドーム、ふれあいセンターで調整はしているがうまくいかない。施設の貸し出しをする時に、駐車場の状況を説明して借りる側がそれでも大丈夫であれば貸し出しを行っています。

(委員)

先に、駐車場を確保してから貸し出しすべきではないか。貸し出す団体に駐車場係をしてもらってはどうか。

(事務局)

市役所とドームと連携を図っていきますので、なるべく利用者にご迷惑がかからないように対応してまいります。

(委員)

なるべくでは駄目。なるべくだからできませんでした、になるのでそれでは駄目。

(委員)

今のご指摘はいろいろ難しいと思う。実際に大きなイベントがあれば、皆さん通常の常識として、なかなかそこまで管理するのは難しいのではないか。イベントがあれば早めに行くなど自分自身で工夫をしている。貸し出す方でそれをやるというのは、非常に難しい。

(委員)

私は生涯学習センターにいるが、アリーナで大きな大会があると駐車場を貸してくださいという依頼があります。その時に、その当日の貸館業務がどのくらいあるかを見て貸している。ただし、誰が何台使うかわからないから、使用者団体に1～2名管理人をつけてもらっている。利用する側もある程度責任を持って借りないといけないのではないか。

(委員)

子ども会の方で、県の大会をドームでやらせてもらった時に、駐車場係を10名つけている。

(委員)

先日、銚子連絡道路の会議でドームを使用した際、職員の皆さんが指示してくれて止めることができました。ふれあいセンターだけの問題だけではなく、市全体で考えなくてはならないのでは。

(委員)

借りる団体が、駐車場係をつけて整理を行っているため、市には一切、手を煩わせない形でやっています。

(委員)

ドームとふれあいセンターの職員の意思疎通がないと、できない話になってしまう。

(委員)

貸し出す時に、貸し出す団体に担当者を決めて整理してもらい、規約にも一言加えて貸し出したらどうか。

(委員)

アリーナだけで駐車場が確保できないときは、市役所や生涯学習センターへ借りる側が駐車場の交渉を行っている。

(事務局)

委員からご指摘があったように、今後、借りる側に人数や車の台数を確認し、借りる側で駐車場の担当を決めていただいて、こちらが指定した駐車場を使用していただくよう指導してまいります。

(議長)

私の方から一点お聞きしますが、施設の予約状況を市民側から見られるような環境は用意されていますか。

(事務局)

市民側から、見られる環境は用意されておりません。

(議長)

ふれあいセンターだけの問題だけではなく、関係機関と調整をしていただき、施設の利用状況が市民から見られるような環境を作っていただけた方がありがたいと思います。

(委員)

市役所の中で、ドームとふれあいセンターの利用状況は見られないのですか。

(事務局)

予約システムについては、市では整備されておりませんので、見ることはできません。予約状況の確認は、電話での対応となります。

(委員)

市では、1台パソコンではないんですか。

(事務局)

1台パソコンです。

(委員)

1台パソコンであれば、できるのではないですか。

(事務局)

庁用車の管理と市役所内の会議室の管理だけで、公共施設のシステム管理はできておりません。

(委員)

早く、作った方がいいですよ。市長さん、よろしくお願いします。

(委員)

誰でも、見られる公共施設の予約システムでは、事故等が発生することが考えられるので、私は反対です。

(委員)

庁内だけのシステムを作るので、別に外部の人が見るわけではなく、職員だけが見られるものであれば心配はないですよ。

(議長)

予約システムは、個人の端末から予約を行うこととなると、いろいろな問題がでてくると思われます。予約状況を見られるものだけであれば、問題はないと思います。他にございますでしょうか。

それでは、意見がないようですので、議事（2）令和6年度匝瑳市民ふれあいセンターの運営方針について、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。では、異議なしということでございますので、議事（2）令和6年度匝瑳市民ふれあいセンター運営方針につきましては、承認されました。

次に、議事（3）その他について、事務局から何かあれば説明をお願いします。

(事務局)

先ほど、令和7年4月1日からトレーニングルーム等に、(仮称)子育て支援課を設置するというお話をさせていただきましたが、談話室であった場所に、令和6年4月からゼロ

カーボン推進課が設置されましたので、ご報告いたします。

匝瑳市におきましては、ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質0を目指しており、脱炭素化に向けた取組みをより効果的、効率的に推進するということで、ゼロカーボン推進課が設置されたところでございます。

(議長)

他に委員の皆様から、今日の議事とは関係なくこの場で、お話ししたいことがありましたら、どうぞ挙手をお願いします。

(委員)

ありません。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、何もないようですので、以上で議事を終了させていただきます。ご協力のほどありがとうございました。この後、進行の事務局の方にお返しします。

(事務局)

委員の皆様方には、運営委員会に当たりましてご協議いただきまして、誠にありがとうございました。

今日の皆様の意見を、職務に反映できるよう私ども努力してまいりますので、今後とも、お気づきの点がございましたら、遠慮なくご一報いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和6年度匝瑳市民ふれあいセンター運営委員会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

(市長)

皆さんの貴重なご意見、しっかりと活かしてまいりたいと思いますので、今後とも、よろしく願いいたします。